



にじ 愛澤俊行 議員 が問う！

現状のケアマネジャー数では今後の介護事情に追いつけない!!

介護保険事業の充実について

公的介護保険制度は高齢者の生活に不可欠である。地域でケアマネジャーが不足しているという状況に直面した時に対策をしても、資格取得には多くの実務期間が必要であり、雇用に時間を要するため、喫緊の課題である。今は大丈夫ではなく、今後のケアマネジャー不足を解消する必要があることから、質問する。

介護支援専門員の現状について問う。

A. 市内の介護事業者や、施設に所属する介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーは、2月末日現在、37名であり、その内訳は、自宅で生活する要

介護者などを担当する居宅のケアマネジャーが30名、施設等の入所者を担当する施設のケアマネジャーが7名となっている。

居宅のケアマネジャー1人が担当できる人数の上限は、市条例により35人と定めており、市内の居宅のケアマネジャー30名が対応できる上限総数は1,050人となっている。

現在、居宅のケアマネジャーが対応している、実際の人数は令和5年12月現在、上限総数の81%となる853人であり、全体数では影響が出ている状況にはないものと考えている。

また、令和5年10月、市内で介護サービスを行っている40事業所に対し、介護人材不足に関する聞き取り調査を行っており、その中でケアマネジャーに関して回答のあった26事業所のうち、84%となる22の事業所からは、不足していない、または、やや不足しているが業務に支障はないとの回答がありました。

さらに、介護に関する総合的な相談業務、情報提供を行っている相馬市地域包括支援センターにおいても、市民からは、ケアマネジャー不足に関する問合せ等はない状況である。

市としては、ヘルパーをはじめとする一般的な介護人材の不足が生じている状況にはあるものの、ケアマネジャーについては、現段階において、市民が介護サービスを利用する際に影響を及ぼす状況にはないものと考えている。

その他の質問

○相馬市民会館の運営について



無会派 中島孝 議員 が問う！

高齢者への補聴器購入助成を行ってほしいか!!

高齢者支援について

高齢者の難聴が認知症の引き金のひとつの報告もあり、全国で補聴器購入助成を行う自治体が増えてきており、県内でも5つの自治体で実施している。また、こうした福祉支出は補聴器業界のみではなく、他の消費支出を喚起して地域経済を下支えし、地域の安心感も引き上げることから、助成の実施について、質問する。

高齢者への補聴器購入助成に関する市長の見解について問う。

A. 今後、増加が予想される認知症への対策については、予防も含めた適切な支援を行うことな

ど、認知症の方及びその家族が安心して生活できるように取組が必要であると考えている。

そのため、市は、高齢者福祉に関する政策全般について、その方針を定める、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、医学的見地の下に認知症を理解し、地域で支える仕組みづくりや早期対応を行うための医療と介護の連携強化、認知症専門医を中心とする認知症初期集中支援チームによる初期の支援を集中的に行うことなど、各種取組を行っている。

認知症予防のための補聴器について、国、県、他市町村における認識を確認したところ、現段階ではその予防効果が明確に示されている状況ではない。

しかしながら、認知症の原因の一つと考えられる社会性の欠如を補うことや聞こえづらくなることによる地域コミュニティの中での孤立化を防ぐという意味では、周りの声が届くようになることで、コミュニケーションをとることができるという効果も期待できる可能性は否定できず、認知症の予防や抑制効果の上で社会性の維持は重要ではないかと推察している。

市としては、専門的知識を有する医療、介護、保健福祉関係者等で構成し、認知症への対応を含む、高齢者に関する様々な課題を把握・検討している、相馬市地域包括ケア推進会議及び推進会議の専門部会である認知症地域ケア委員会において、議題として取り上げ、認知症対策の一つとして有効であるか、議論していきたいと考えている。

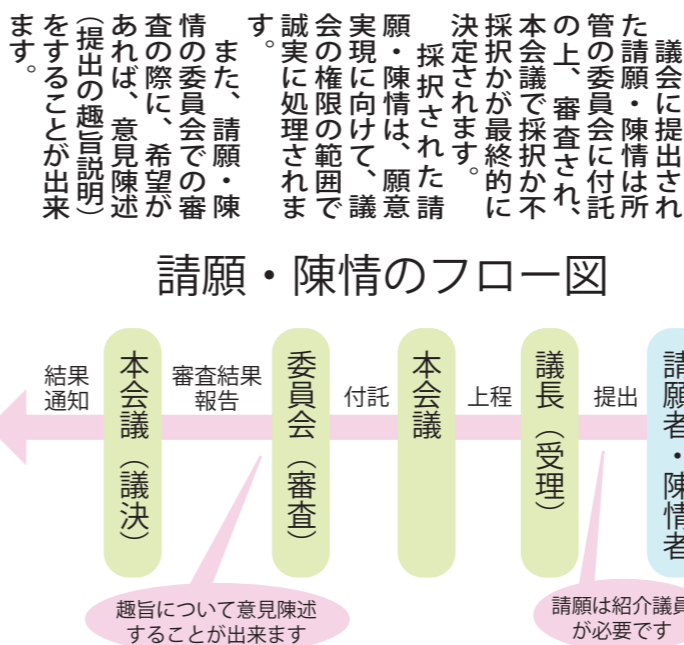


請願・陳情のご案内

1. 請願・陳情とは？

市民の皆様が市政に対する意見・要望を反映させる方法として、請願・陳情があります。請願は、憲法で保障された権利で、提出には市議会議員の紹介が必要です。陳情は、請願と同じく市政に対する意見・要望を述べるものですが、特に法律では規定されていません。その内容が請願に適合するものは、請願と同様に処理され、市議会議員の紹介は必要ありません。

2. どのような取り扱われるの？



3. 請願・陳情の出し方は？

請願書・陳情書は、市政に対する意見・要望をできるだけ簡単に、日本語で趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名(法人の場合は名称と代表者の氏名)および紹介議員名(陳情書は不要)を記載し、押印したものを(※署名の場合は押印は不要)を議長宛てに提出してください。

詳細につきましては、議会事務局(0244-371217)までお問い合わせ下さい。

請願・陳情の書式例